

和歌山大学教育学部動物実験委員会規程

制 定 平成11年12月16日

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学教育学部動物実験指針（平成11年12月16日制定。以下「動物実験指針」という。）第4第2項の規定に基づき、和歌山大学教育学部動物実験委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験指針の運用に関する事。
- (2) 動物実験の計画及び実施に関する事。
- (3) 実験動物の飼育若しくは保管又は実験を行う施設に関する事。
- (4) 実験動物の飼育管理等に関する事。
- (5) 動物実験に関する規程の制定・改廃に関する事。
- (6) その他動物実験に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 学部長
- (2) 動物実験に携わる教員 2名
- (3) 動物実験に携わらない教員 2名

2 前項第2号及び第3号の委員は、学部長が推薦し、教授会の承認を得るものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条の2 委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開きかつ議決することができない。

2 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の者は、構成員に算入しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教育学部分室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成11年12月16日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第4条第

## 教育学部動物実験委員会規程

1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この改正規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1817号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2156号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2593号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。